

建設労働と建設労働者に影響する健康、安全と環境

建交労災職業病部会の運動と到達点～労災職業病の予防対策と救済～

須貝 卓矢

建交労が加盟している UITBB に今回初めて参加することができた。UITBB とは建築木材建築資材労働組合インターナショナル (Trade Union International of Workers in the Building, Wood, building Materials and Allied Industries) で約30数カ国が加盟している。

第10回の UITBB アジア太平洋地域セミナーは、インド建設労働者連盟 (CWFI) と UITBB が協力してインド・ケララ州トリチュールで開催されることになった。(http://www.uitbb.org/)

セミナーには、日本から国交労組3名、建交労2名、通訳兼引率1名の計6名で参加した。参加国は現地開催国のインドを含む7カ国でビザの関係で参加できない国も数カ国あった。セミナー期間中に地元トリチュールで行われた建設労働者の集会にも参加することができた。

セミナーで討議するテーマは、「①建設労働と建設労働者に影響する健康、安全と環境 ②移民労働をめぐる拡大する問題 ③職場と家庭における女性に対する悲劇」の3つであった。

日本の発言は、建交労関西支部「生コン運転手の労働実態など」、国交労組「途上国での日本の企業の社会的責任」、そして建設業の労働災害と防止についてセミナーで報告した。この労働災害の内容について紹介したい。

厚生労働省がまとめる業務上の新規労災補償

厚生労働省労働基準局補償課がまとめる「業務上疾病の新規支給決定件数」は2014年度で9,141件に上る。起因する疾病は11に分類されていて、「業務上の負傷に起因する疾病」(怪我など)が4,511件と約半数ある。次いで「身体に



各国の発言を真剣に聞く参加者



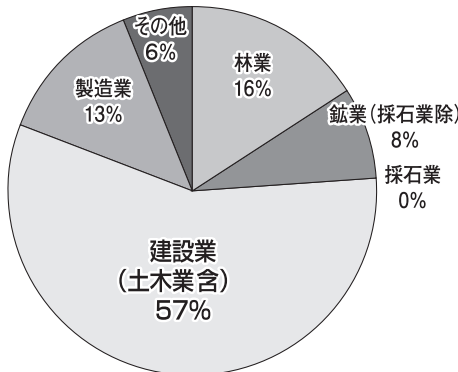
UITBB 参加者を先頭にトリチュールの街を行進

過度の負担がかかる作業態様に起因する疾病」(腰痛、振動障害、上肢障害など)が1,406件。以降、職業がんが933件、「物理的因子による疾病」(有害光線や騒音など)が708件、心理的負荷による精神障害(497件)、「粉じん吸入による疾病」(じん肺症など)438件が上位6である。

建交労労災職業病部会の取組み

建交労労災職業病部会では、業務上疾病に罹患された労働者の救済に力を入れている。その中でも、じん肺と振動障害、騒音性難聴が多くを占めていて、業種はトンネル坑夫、炭鉱、林業、造船など多種に及ぶ。

図 平成26年度 業種別振動障害新規認定



出所:厚労省労基署補償課・労災補償状況調査結果より作成。

労働者の多くは本人が労災認定されるほど重い症状でも制度や相談先を知らない人が少なくない。そのような労働者を救済するため、労災職業病部会は「健康相談会」をはじめとした潜在患者の掘り起こしに取り組んでいる。この「健康相談会」は、職業病の症状の特徴などを自治体等の広報誌への告知の掲載や地方新聞にチラシを折り込み宣伝している。

北海道本部労災職業病部会の相談会の取組みでは、2016年1月～6月に約52万枚のチラシを新聞に折り込むなどの宣伝で、北海道内37会場で124名の相談者が訪れてきた。この相談会は毎年行っており2015年7月～2016年6月の1年間で、振動障害56件、じん肺26件、アスベスト罹患3件、騒音性難聴45件、その他4件の134件の労災認定を受けることができた。またすでに亡くなられた労働者のご家族も相談に来ることがあり、じん肺の遺族補償が15件、アスベストの遺族補償が3件、労災認定された。建交労はこのような救済の取組みとあわせて労災発生を未然に防ぐ予防の運動を展開している。

労災を未然に防ぐ運動と到達点

トンネル工事でのじん肺発生を未然に防ぐには、労働者を粉じん曝露から守ることだ。

建交労は、じん肺根絶にむけた運動とトンネルじん肺基金制度の創設など取り組んでいる。

2007年6月18日、国の責任を問うトンネルじん肺根絶訴訟において全国5地裁で、国の責任を断罪したことをうけ、国と「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結し、勝利和解解決した。「合意書」では「粉じん障害防止規制」の改正、トンネル坑夫が粉じんに曝露する時間を短縮するため「土木工事積算基準」を見直し、8時間労働制とするなど一定の成果が得た。しかし、現場では8時間労働制が無視されている。引き続き行政の怠慢と大手ゼネコンの加害責任を追及するなど、法令順守を求めていかねばならない。

また、深刻なアスベスト被害の対策としてアスベスト含有の建物を行政が把握するようハザードマップの作成を求めている。これはこの数年、日本は大きな震災によりアスベストを使用している建物が崩壊したことや、建物の劣化による解体で、アスベストが飛散することがある。それによって近隣住民や作業員がアスベストを吸引する可能性が高くなる。しかしハザードマップを作成することにより未然に防ぐことが可能になる。行政が積極的に実施することが未然に防ぐことになる。

このように業務上の疾病の予防と救済について一定の前進はあるが、現場で守らなければ意味を持たない。

このような取組みをより一層強め、実効性のあるものにしていかなければならない。

以上がセミナーで発言したことだ。

建政研北海道センターが取り組む課題

建政研北海道センターでもトンネル工事の現場に調査に入り、実態を把握する取組みを進めていきたい。トンネル工事は公共工事性がつよく、官製労災罹患者を抑止するため今までとは違う取組みで、労働時間のほか労働安全について盛込んだ「公契約法」の制定を目指すことができないか、今後議論していきたい。

(すがい たくや 建交労旭川支部)